

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく環境配慮契約の実施可能性を検討するとともに、組織内の通知徹底に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている契約のうち、電気の供給については、日本科学未来館等3箇所の電力供給について裾切り方式による一般競争入札を行った。（予定使用電力量：5,541,785kWh）

それ以外の自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、建築物の設計、建築物の維持管理、建築物の改修、及び産業廃棄物の処理に係る契約については、令和4年度に環境配慮に係る契約の締結実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達推進体制」を活用することとした。
- 電気の供給を受ける契約については、当機構で支払う電気料のほとんどが建物賃貸人を通して間接的に支払っていることから、今後も対象となる案件はほとんどないものと思われる。それでも引き続き環境配慮契約の実施可能性を検討するとともに、今後対象案件が発生した場合に備え、施設担当の各部署に対して周知を図る。
- 自動車の購入及び賃貸借に係る契約については、当機構では既に総合評価落

札方式の実施が可能であるので、今後対象案件が発生した場合にも総合評価落札方式を実施するよう周知を図る。

- 船舶の調達に係る契約については、今のところ調達の予定はない。今後案件が出てきた場合に備え、引き続き組織内での周知を図る。
- 建築物の設計に係る契約については、当面実施の予定はない。今後案件が出てきた場合に備え、引き続き組織内での周知を図る。
- 建築物の維持管理に係る契約については、日本科学未来館における建物設備とエレベータに係る保守管理業務はあるものの、温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地がない業務であることから環境配慮契約の実施には至らなかった。これについては、次回の契約更新時期に環境配慮契約の実施可能性の検討するものとする。併せて、今後対象となり得る案件が出てきた際に実施の可能性について検討を行うべく、組織内での周知を図る。
- 建築物の改修に係る契約については、毎年、日本科学未来館等において設備等に係る軽微な改修案件は出てくるものの、今のところ省エネルギー改修事業（E S C O事業）の対象となるような規模の改修を実施する予定はない。翌年度以降にE S C O事業の対象となり得るような改修計画が出てきた場合には、フュージビリティ・スタディなどにより実施の可能性について検討を行うよう、組織内での周知を図る。
- 産業廃棄物の処理に係る契約については、翌年度は実施の予定はない。今後案件が出てきた場合に備え、引き続き組織内での周知を図る。